

# ICFと合理的配慮と特別支援教育

企画者	齊藤博之（山形県立上山高等養護学校） 達 直美（三重大学教育学部附属特別支援学校）
司会者	徳永亜希雄（国立特別支援教育総合研究所）
話題提供者	西村修一（栃木県立岡本特別支援学校おおるり分教室） 齊藤博之（山形県立上山高等養護学校） 達 直美（三重大学教育学部附属特別支援学校）
指定討論者	佐藤久夫（日本社会事業大学） 春名由一郎（高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター）

KEY WORDS: ICF 合理的配慮 特別支援教育

## 【企画趣旨】

ICFは、WHO国際分類ファミリーネットワーク内において、障害者の権利条約との関連でも議論されてきた。同権利条約のキーワードは合理的配慮だが、我が国においては、指定討論者の春名が職業との関連においてICFとの関連の視点でこれまで積極的に検討を進めてきた。権利条約での教育に関する規定でも、個人に必要な合理的配慮が提供されることが述べられ、そのことを踏まえ、話題提供者の西村も、特別支援教育における検討を進めてきた。

その後、教育における検討結果として報告された中教審分科会報告書中でも、合理的配慮についての検討結果や定義、具体的な観点が例示された。また、障害の状態等に応じた「合理的配慮」を決定する上で、ICFを活用することが考えられる、と述べられたが、その後、具体的な実践レベルでの検討は十分になされていない。

そこで、本シンポジウムにおいては、ICFと合理的配慮と特別支援教育について検討したい。

## 【話題提供者の趣旨】

1 ICFと合理的配慮の関連性及びICFを参考とした合理的配慮のアセスメント（西村）

個人の必要性の観点から、個々にどのような合理的配慮を見出していったらよいか、そのアセスメントの在り方について検討することが大切である。しかし、個々の機能障害に応じて具体的な条件（環境）整備の内容を検討するとき、社会モデルにある合理的配慮の考え方においてはその関連を説明する難しさがある。個々の機能障害に応じた条件（環境）整備の内容を見出すためには、医学モデルと社会モデルの統合としてのICFの考え方が参考になる。ただし、特定の・具体的環境を対象とした合理的配慮と、ICFの標準（促進）的環境の概念にみられるようなユニバーサルアクセス的な発想の下にあるICFとは考え方の相違がある。ここでは、合理的配慮とICFの共通性や相違点、合理的配慮を見出す上でICFを参考とする利点や課題等を整理するとともに、実践的視点からどのようにICFを参考とし、障害を有する一人ひとりの子どもに対する合理的配慮の具体内容を見出していか、検討したい。

2 就労支援と合理的配慮（齊藤）

軽度知的障害のある生徒が卒業後の一般就労を目指して入学してくる高等部単独の特別支援学校で進路指導を担当している。卒業後の進路決定は大変重要な問題であるが、単に進路先が決まればよいというのではなく、生徒自身が納得した人生を歩むための出発点にならなければならない。卒業後の進路先を決める過程において、障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等関係機関との連携は不可欠なものである。関係機関の連携にお

いては本人や保護者、家族の意思が重要であり、特に本人のキャリア発達を支援することが鍵となる。ここでは、合理的配慮により障害のある生徒の就労支援がどう変わるのか、また、どのような課題があるのかについて検討したい。

3 個別的教育支援計画と合理的配慮（達）

大学附属の特別支援学校（知的障害）で高等部の生徒を担当している。社会環境の変化が著しい中で生きる力をつけるために、卒業後の生活を見据えた学習や体験の場の確保、コミュニケーション力をつけることが課題となることが多く、個のニーズに応じた指導や学びの場の在り方が問われている。そのために個別的教育支援計画は、本人・保護者・関係者間の密な連携が必要であり、その作成過程でICF活用の有効性なども報告されているところである。先日の報告書では、個別的教育支援計画は可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいとあるが、学校の体制として教育内容・方法や支援体制を個に応じて調整することは難しい現状にある。ここでは、学校において新しい概念である合理的配慮は、子どもたちへの教育をどのように変えるのか、また、何が課題になるのかについて検討したい。

## 【指定討論者の趣旨】

1 隔離から統合へ（春名）

最近のICFの相互作用に基づく調査結果によると、わが国の障害のある人は、合理的配慮があれば、問題なく職業生活で能力を発揮できる場合が多いことが明らかになっている。しかし、その一方で、障害者雇用では合理的配慮の実施は少なく、問題があっても「障害者だから仕方ない」とばかりに放置され、能力評価も処遇も低いことも分かった。我が国の障害者雇用率制度は、重度障害者の雇用機会を高めるために高い効果を上げてきたが、今後はきめ細かな合理的配慮や公正な能力評価といった社会モデルの観点を取り入れ、より一般雇用との統合を進めていく必要がある。特別支援教育と一般教育の間にも同様な課題があるのではないかとこの立場から検討したい。

2 ICFと合理的配慮（佐藤）

本テーマについて、障害者権利条約、障害者差別解消法案、「障がい者制度改革推進会議差別禁止部会」意見、ICFユーザーガイド(2012年素案)、WHO世界障害白書などをふまえて検討してみたい。

(SAITO Hiroyuki, TSUJI Naomi, TOKUNAGA Akio,  
NISHIMURA Shuuichi, HARUNA Yuichiro, SATO Hisao)